

# 地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

## 個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	108-5：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

### 1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第9の項 地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第1条 みよし市移動支援事業等実施要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p><b>第一条</b>      この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、(必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>【みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱】      この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るために用具(以下「用具」という。)を、(在宅の障がい者等)に対し支給することにより、(日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ること)を目的とする。</p> <p>【みよし市移動支援事業等実施要綱】      この要綱は、(障害者及び障害児(以下「障害者等」という。))がその有する能力及び適性に応じ、(自立した日常生活又は社会生活を営み、及び福祉の増進を図る)ため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱      みよし市移動支援事業等実施要綱</p>

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第10号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第6条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

### 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第2号
-------	----------------------	---------------------------

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

## 利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ニ	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第2条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

## 利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第7条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ル	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

## 利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ヲ	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第7条第3項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
-----------------	------------	------------

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	みよし市移動支援事業等実施要綱第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市移動支援事業等実施要綱第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	みよし市移動支援事業等実施要綱第4条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

### 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ハ	みよし市移動支援事業等実施要綱第4条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

### 利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ニ	みよし市移動支援事業等実施要綱第4条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十一一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一一条第一項第二号ハの判定に関する情報
-----------------	-------------------------------	-------------------------------

## 利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	みよし市移動支援事業等実施要綱第11条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ル	みよし市移動支援事業等実施要綱第4条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

## 利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ヲ	みよし市移動支援事業等実施要綱第11条第4項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

## 届出情報

独自利用事務の対象者	障がい者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年06月30日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	

保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.